

## **IV まちづくりと連携した道路整備 (街路事業)**



## IV- i 道路整備と一体的に進める 沿道まちづくり



# 東池袋地区



※赤線枠内は防災都市づくり推進計画の基本方針  
[2020(令和2)年3月(2021(令和3)年3月一部修正)]  
に定める重点整備地域「東池袋四・五丁目地区」

令和5年1月撮影



【B街区】



【軌道緑化（坂下通り付近）】 奥にB街区(令和4年3月竣工)を望む

# 1 東池袋地区（補助第81号線）

## （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業補助線街路第81号線
イ 位置	豊島区東池袋四丁目及び五丁目 (補助第81号線及び沿道約30mを対象とする約5haの区域)
ウ 道路計画	幅員25m 延長約610m ※ 放射第26号線（日出通り）～ 放射第8号線（春日通り）
エ 施行期間	平成17年11月～令和7年3月

## （2）事業の目的

震災時における延焼遮断帯、避難路の早期確保を目指すとともに、豊島区が実施する木造住宅密集地域整備促進事業などとの連携を図りながら、地区内の老朽木造建築物の不燃化建築物への建替えを促進する等、補助第81号線の整備を進めていくとともに、道路の整備を契機として沿道まちづくりを一体的に推進する。

## （3）事業の経緯

平成10年9月	まちづくり計画素案（再開発のたたき台）の提示
平成12年4月	まちづくり状況報告会を開催 (財政再建推進期間中の事業実施が困難な状況を説明)
平成13年12月	都市再生プロジェクトに位置づけ（第三次決定）
平成14～15年	補助第81号線整備と沿道まちづくりの検討
平成16年3月	防災都市づくり推進計画策定
8月	「地元報告会」において、“道路整備と一体的沿道まちづくり”により整備していくことを表明
10月	現況測量説明会を開催し、現況測量を実施
11月	「東池袋地区まちづくり協議会」を設立
平成17年5月	用地測量説明会を開催し、用地測量を開始
11月	事業認可取得及び用地説明会開催
平成20年6月	「東池袋四・五丁目地区地区計画」等の都市計画決定（豊島区決定）
平成22年1月	「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月）改定
7月	E街区：財団法人東京都新都市建設公社（現：公益財団法人東京都都市づくり公社）が代替床施設竣工
9月	A街区：「東池袋五丁目地区市街地再開発準備組合」設立
平成23年3月	事業計画の変更認可（事業施行期間：平成28年3月まで）

平成24年 8月	「東池袋四・五丁目地区」が「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度の先行実施地区に位置づけられる
10月	B街区：「東池袋四丁目2番街区市街地再開発準備組合」設立
平成25年 4月	「東池袋四・五丁目地区」を不燃化推進特定整備地区に指定
平成26年 8月	A街区：第一種市街地再開発事業都市計画決定告示
平成27年 3月	事業計画の変更認可（事業施行期間：令和2年3月まで）
6月	A街区：「東池袋五丁目地区市街地再開発組合」設立認可
8月	下水道局再構築工事着手
10月	軌道移設工事（Ⅰ期）着手
平成29年 3月	B街区：第一種市街地再開発事業都市計画決定告示
4月	A街区：建築工事着手
10月	B街区：「東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合」設立認可
平成30年 3月	軌道移設工事（Ⅰ期）完了
平成31年 2月	B街区：建築工事着手
3月	事業計画の変更認可（事業施行期間：令和7年3月まで） A街区：竣工
4月	軌道緑化試験着手
令和元年 6月	街路暫定整備工事（公益財団法人東京都都市づくり公社）着手
9月	下水道管布設工事着手
10月	軌道移設工事（Ⅱ期）着手
令和2年 1月	街路暫定整備工事（公益財団法人東京都都市づくり公社）完了
12月	「東池袋四・五丁目地区」周辺で防災公園（イケ・サンパーク）が開園
令和4年 3月	B街区：竣工

#### （4）事業の現況

東池袋地区は、JR池袋駅から東に約1kmに位置しており、地下鉄有楽町線が地区南側に隣接し、都電荒川線が補助第81号線の計画線内を通っている。

本地区は、大正から昭和初期にかけて、都市基盤が未整備なまま、市街化した木造住宅の密集地であり、狭い道路が多く、防災面や住環境において様々な問題を抱えている。このため、都が市街地の防災性向上を図るため策定した「防災都市づくり推進計画」（令和2年3月改定）において、緊急に整備を図るべき重点整備地域に位置づけられている。

また、地区を縦断する補助第81号線については、都市計画道路を計画的、効率的に整備するために策定した「区部における都市計画道路の整備方針（平成16年3月）」において、優先整備路線に位置づけられている。

## (5) 軌道緑化

補助第81号線は、計画線内に都電荒川線を含んでおり、交通局が都電を計画線の中央部に併用軌道として整備しつつ、当局がその両側に車歩道を整備する計画となっている。その軌道を活用した緑化を行うことで、豊かな自然環境の創出・保全に寄与する緑のネットワークの形成にも資する整備手法を検討するとともに、将来的な維持管理に適した緑化方法の検討を進めている。

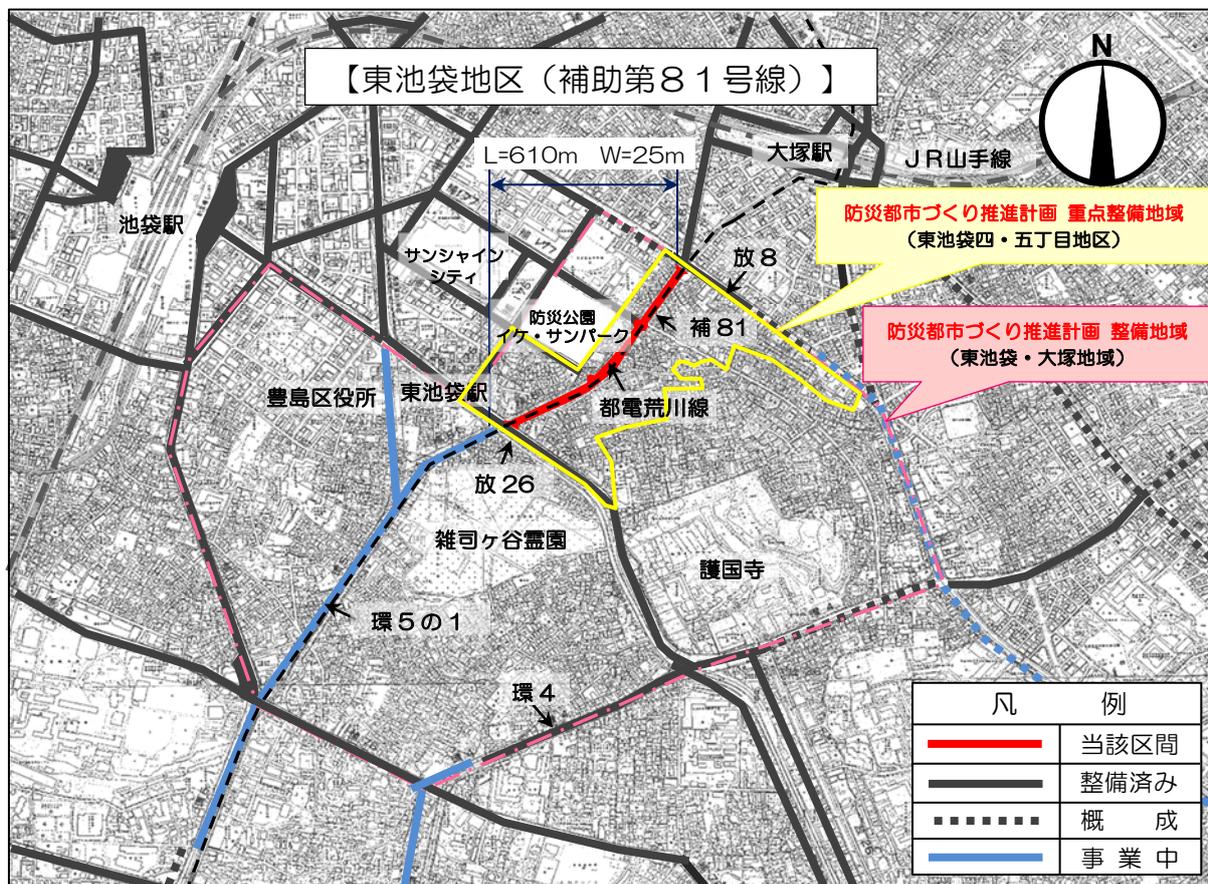
平成30年度、交通局が整備を行ったインファンド軌道の一部区間において、試験的に芝生や地被類の植栽を設置している。

また、令和元年度から軌道緑化に適した植栽を選定するための検証実験を実施している。さらに、令和3年度からは維持管理の適正化に向けた検証を行っており、令和5年度は維持管理費用も含め、最適な芝生又は地被類を選定する。

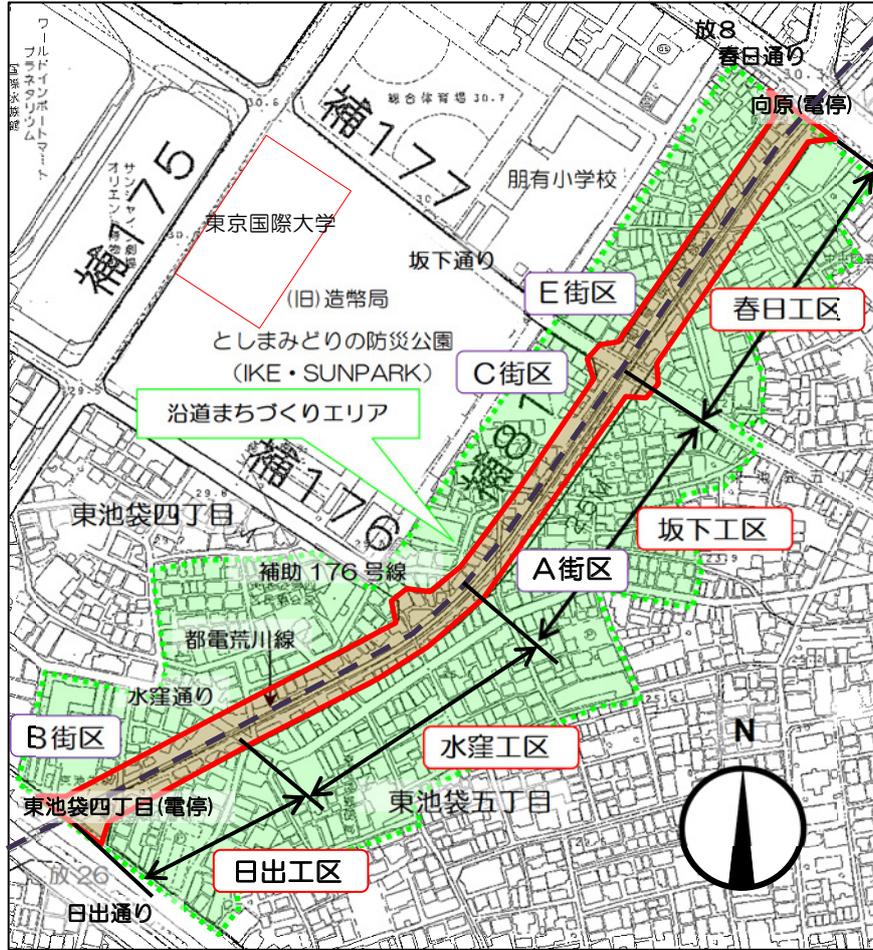
## (6) 令和5年度の予定

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ・ 坂下、春日工区下水道工事   | 坂下・春日工区   |
| ・ 軌道移設工事（交通局）    | 日出工区・水窪工区 |
| ・ 電線共同溝及び道路等補足設計 | 全工区       |
| ・ 軌道緑化維持管理委託     | 坂下工区・春日工区 |
| ・ 擁壁設置及び下水道工事    | 坂下工区・水窪工区 |

## (7) 位置図

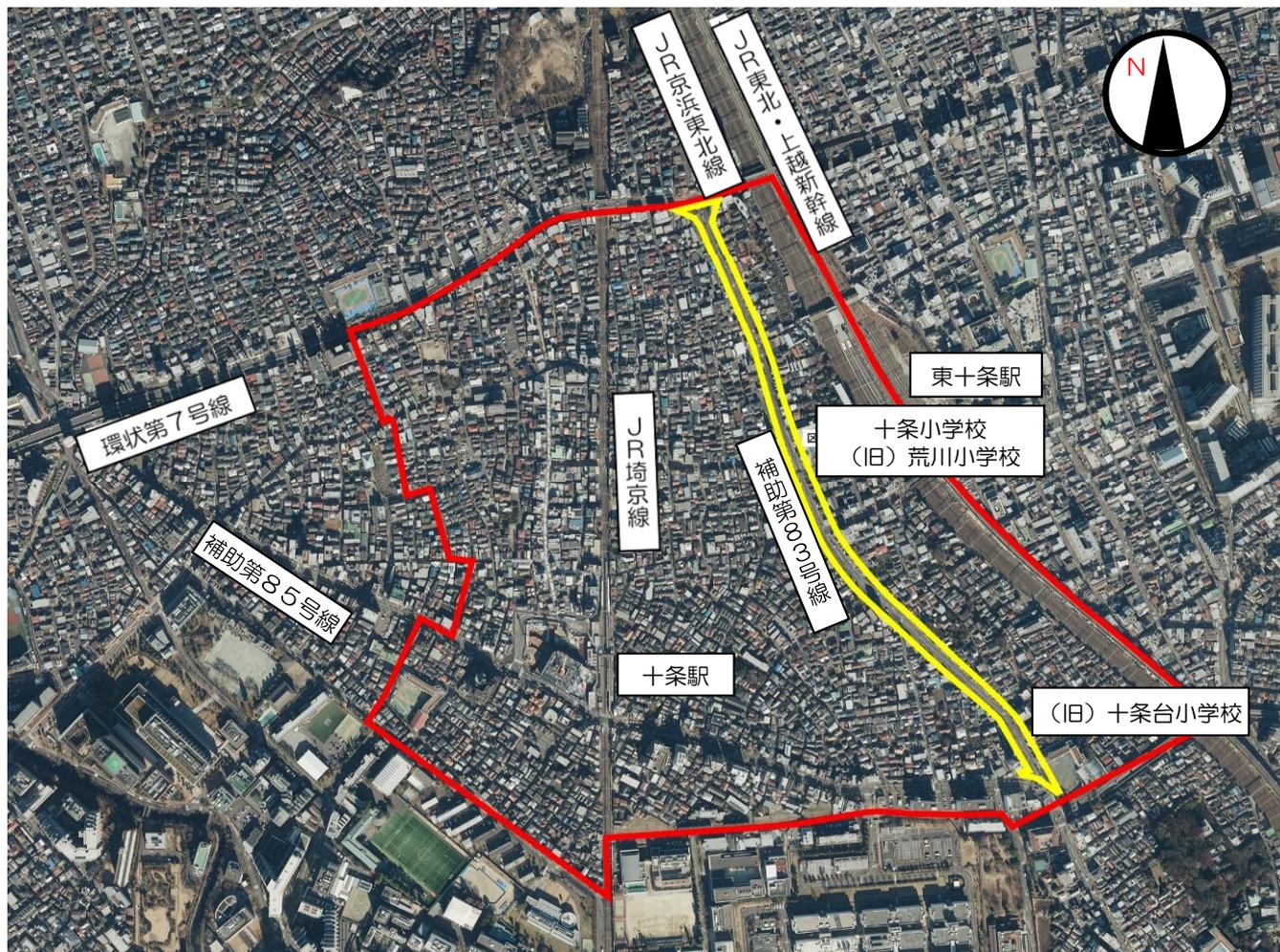


(8) 事業区域



【都電荒川線（交通局による仮軌道移設後）】

# 十条地区



※赤線枠内は防災都市づくり推進計画の基本方針  
[2020(令和2)年3月(2021(令和3)年3月一部修正)]  
に定める重点整備地域「十条駅周辺地区」

令和5年1月撮影



【中十条二丁目付近】



【十条富士塚（再建後）】

## 2 十条地区（補助第83号線）

### （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業補助線街路第83号線
イ 位置	北区中十条一丁目、中十条二丁目及び中十条三丁目 （Ⅰ期：中十条一・二・三丁目、Ⅱ期：中十条二・三丁目）
ウ 道路計画	幅員20～30m（Ⅰ期：20m、Ⅱ期：20～30m） 延長約1,050m（Ⅰ期：640m、Ⅱ期：410m） Ⅰ期：起点 中十条一丁目（補助第85号線）～ 終点 中十条三丁目 Ⅱ期：起点 中十条二丁目～ 終点 中十条三丁目（環状7号線）
エ 施行期間	Ⅰ期：平成21年8月～令和6年3月 Ⅱ期：平成27年3月～令和6年3月

### （2）事業の目的

交通の円滑化を図るための道路ネットワークを形成するとともに、道路整備に併せて沿道での建物の不燃化や共同化を促進することにより、安全な避難路の確保など防災性の向上を図る。

### （3）事業の経緯

平成19年8月	「道路事業と沿道まちづくり及び現況測量説明会」開催
平成21年8月	事業認可取得（第Ⅰ期事業区間（約640m））
9, 10月	「用地説明会」開催（第Ⅰ期事業区間）
平成26年8月	「用地測量説明会」開催（第Ⅱ期事業区間）
平成26年度	用地測量・道路予備設計（第Ⅱ期事業区間）
平成27年3月	事業認可取得（第Ⅱ期事業区間（約410m））
平成27年度	道路詳細補足設計（第Ⅰ期事業区間）
平成27年5月	「用地説明会」開催（第Ⅱ期事業区間） 業務の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社に委託
平成28年度	電線共同溝及び下水道管詳細補足設計（第Ⅰ期事業区間） まちづくりの検討委託（沿道のまちづくりと一体的に進める本路線の整備）
平成29年度	下水道管布設工事（第Ⅰ期事業区間） 「十条駅周辺地区」として「木密地域不燃化特化プロジェクト」の不燃化推進特定整備地区に指定
平成30年度	下水道管布設工事・埋設企業者工事（第Ⅰ期事業区間）
令和元年度	下水道管布設工事・埋設企業者工事（第Ⅰ期事業区間）
令和2年度	下水道管布設工事・埋設企業者工事（第Ⅰ期事業区間） 十条富士塚の再建に向けた撤去工事
令和3年度	十条富士塚再建工事着手 電線共同溝設置工事（第Ⅰ期事業区間）

#### (4) 事業の現況

本地区は、北区の中央西部に位置し、防災都市づくり推進計画の重点整備地域内の環状第7号線、補助第85号線及びJR埼京線、JR京浜東北線に囲まれている。

地区の中心にある十条富士塚は、十条地域の人々が江戸時代以来、富士信仰にもとづいて祭儀を行ってきた場所であり、平成3年11月、東京都北区指定有形民俗文化財に指定されている。

補助第83号線（旧岩槻街道）は、本地区をほぼ南北に縦断する路線であり、地区の北部で環状第7号線、地区の南部で補助第85号線とそれぞれ接続している。

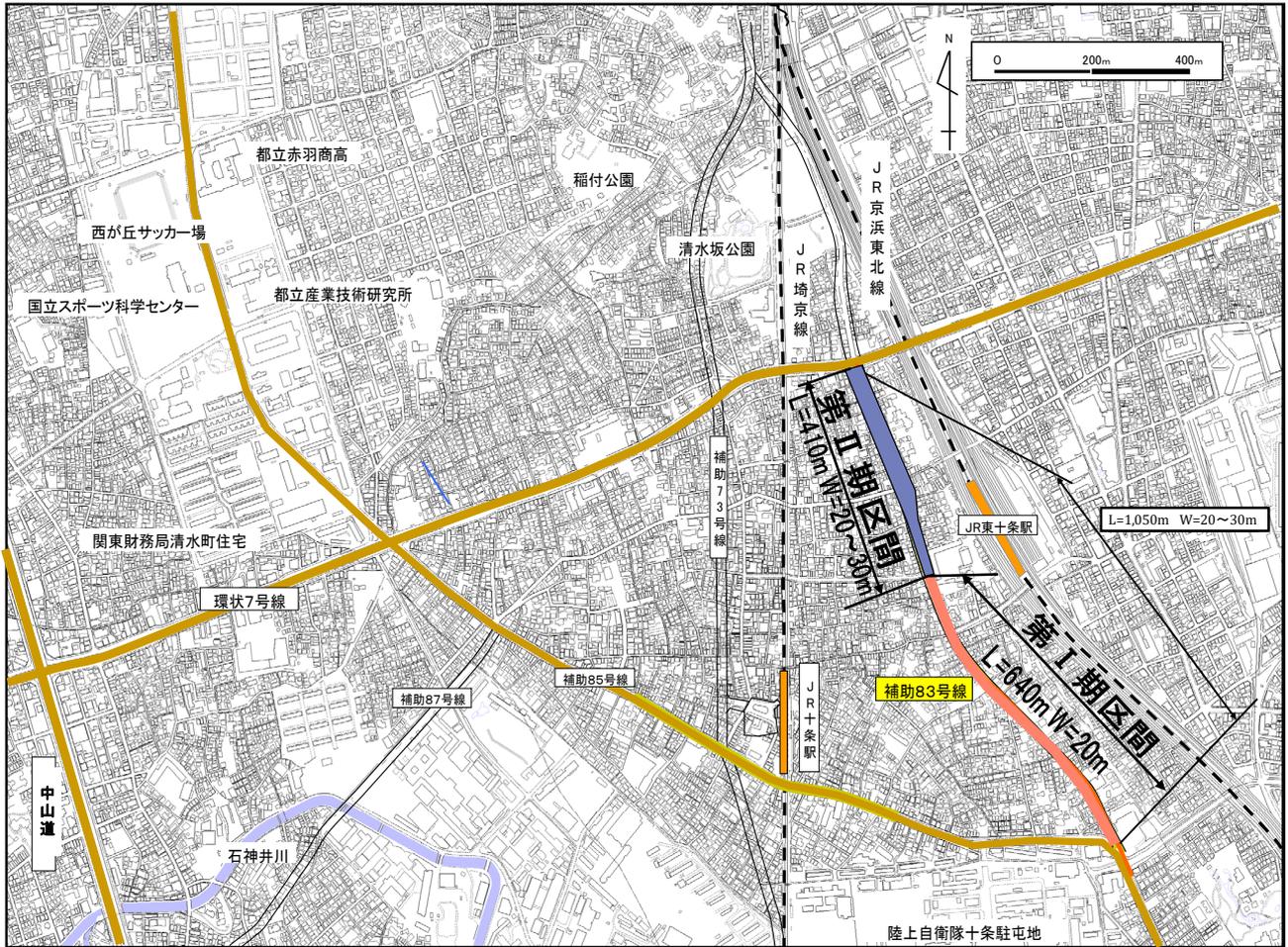
木造住宅密集地域内にある本路線は、道路幅員（7m）が狭く、歩行者の安全性の確保が十分とはいえない上に、沿道の不燃化促進が図られていないため延焼遮断帯が未形成である。

また、補助第83号線に接続する狭小かつ行き止まりの生活道路もあり、消防活動困難区域が広がっている。

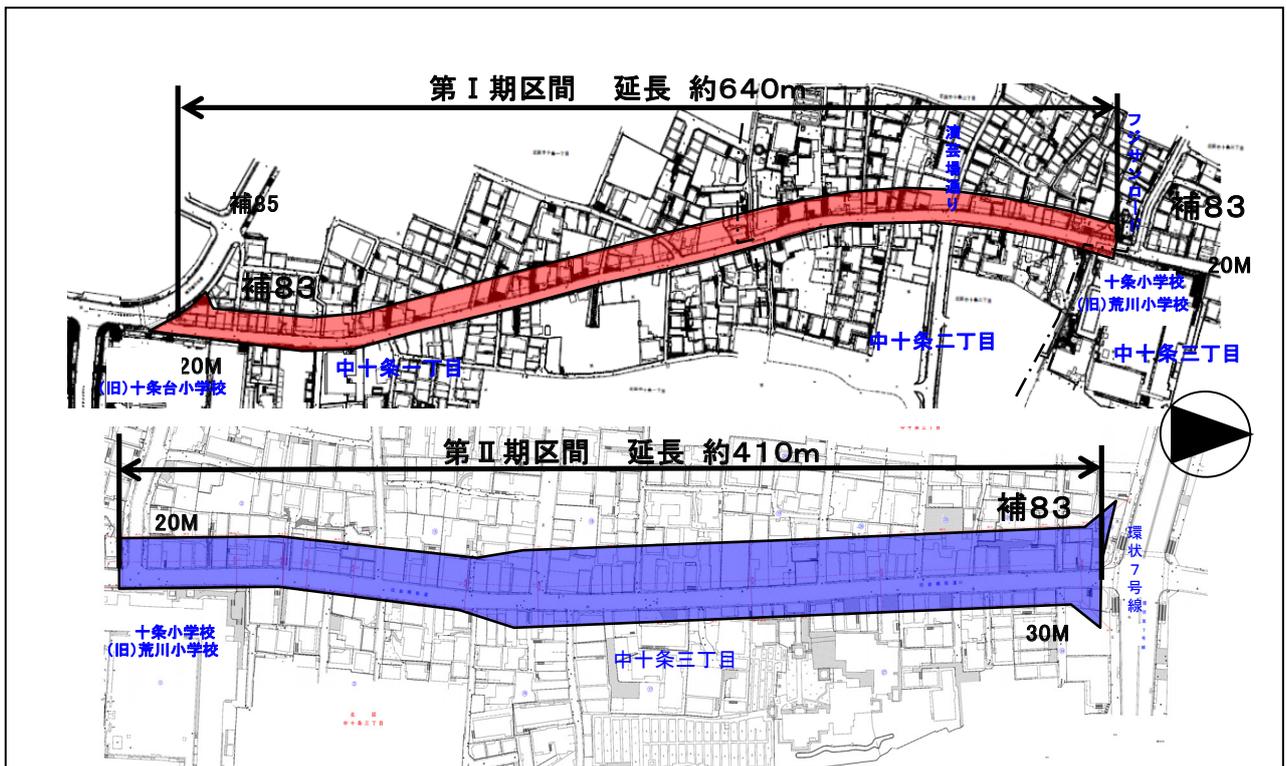
#### (5) 令和5年度の予定

- ・ 第Ⅰ期事業区間      街路築造工事  
                                 十条富士塚再建工事  
                                 埋設企業者による工事  
                                 道路詳細修正設計
- ・ 第Ⅱ期事業区間      用地取得の推進  
                                 電線共同溝及び道路予備修正設計

(6) 位置図



(7) 事業区域

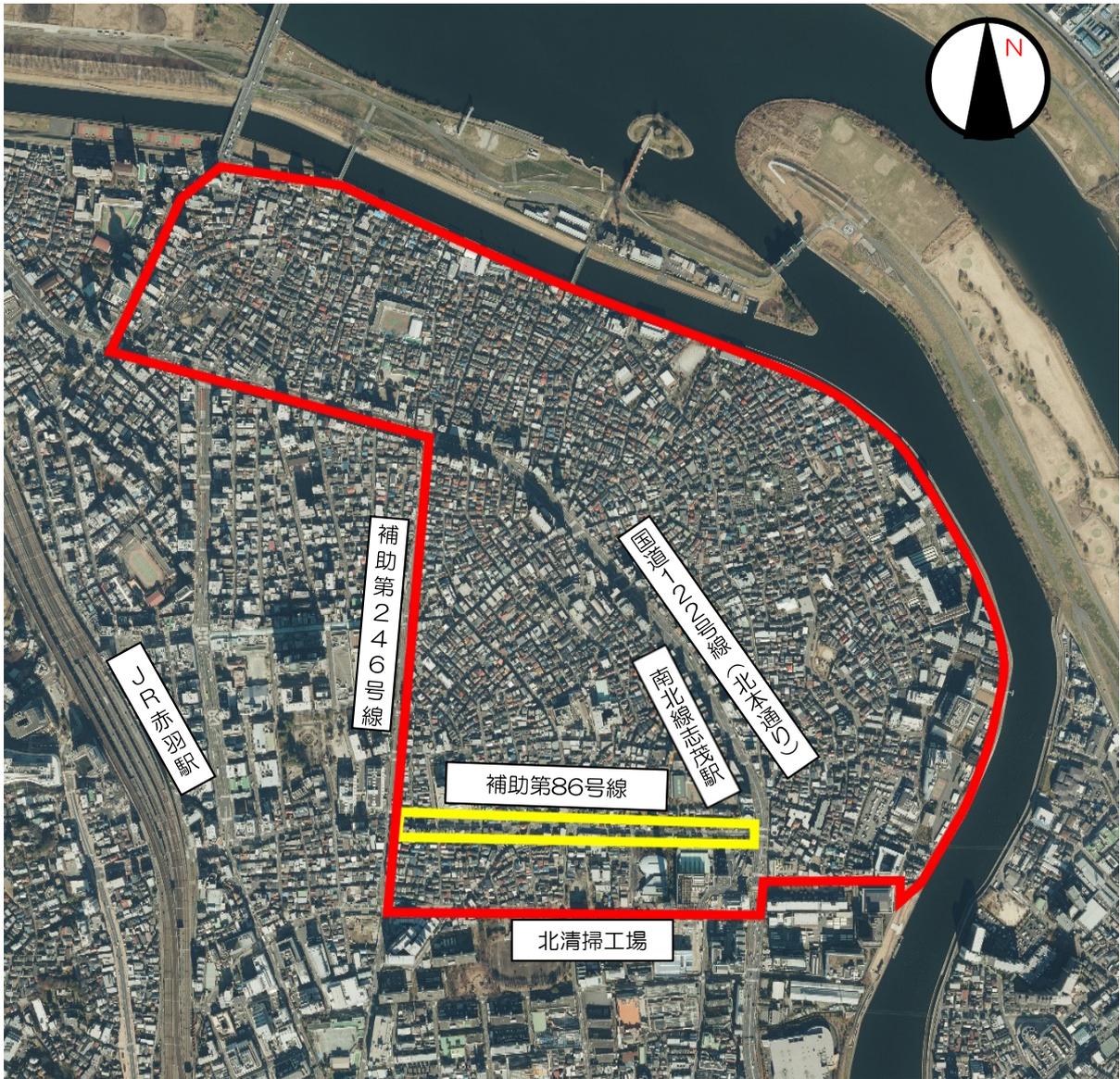




## **IV- ii 特定整備路線の整備**



# 志茂地区



※赤線枠内は防災都市づくり推進計画の基本方針  
[2020 (令和2) 年3月 (2021 (令和3) 年3月一部修正)]  
に定める重点整備地域「」

令和5年1月撮影



【起点：補助第246号交差点】



【終点：北本通り交差点】

# 1 志茂地区（補助第86号線）

## （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業補助線街路第86号線
イ 位置	北区志茂一丁目
ウ 道路計画	幅員20m 延長約620m 起点：補助第246号線 ～ 終点：放射第10号線（北本通り）
エ 施行期間	平成27年2月～令和8年3月

## （2）事業の目的

交通の円滑化を図るための道路ネットワークを形成するとともに、道路整備に併せて沿道建物の不燃化や共同化を促進することにより、延焼遮断帯の形成など防災性の向上を図る。

## （3）事業の経緯

平成25年4月	「特定整備路線」に指定
10月	「事業概要及び測量説明会」開催 現況測量に着手
平成26年度	用地測量及び道路予備設計を実施
平成27年2月	事業認可取得
7月	「用地説明会」開催
平成27年度	業務の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社に委託 用地取得開始

## （4）事業の現況

本地区は、北区の北東部に位置し、隅田川沿いに沿った工場と住宅が広がる地域である。

補助第86号線は、本地区の南側を東西に横断する路線であり、地区西部で補助第246号線、地区東部で放射第10号線（北本通り）とそれぞれ接続している。本路線北側は防災都市づくり推進計画における整備地域に位置づけられており、広域的な防災性の向上を図る必要がある地区である。平成26年4月には本路線を含む地域が、北区により木密地域不燃化プロジェクトにおける不燃化特区に指定された。

東京都では、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木密地域の改善を一段と加速するため、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域7,000ヘクタールの防災性向上を図る都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し整備することとした。

現状、本路線が未整備のため、延焼遮断帯が未形成であるとともに沿道の不燃化促進が図られていない。あわせて、本地区は細街路が多く道路ネットワークが形成されていないうえに、一つの路線の上に、老朽化した住宅や店舗・作業所併用住宅、工場等による複数の用途地域から成る密集市街地が形成され、防災上非常に脆弱な市街地となっている。

現在、地元区と連携して沿道の不燃化や円滑な生活再建を進めるための相談窓口を開設し、用地取得を行っている。

### (5) 令和5年度の予定

- 用地取得の推進
- 下水道詳細設計、電線共同溝予備修正設計、道路予備修正設計
- 地元権利者に向けた相談窓口等を通じた支援の継続
- 路床土調査

### (6) 事業区域



# 大山中央地区



※赤線枠内は防災都市づくり推進計画の基本方針  
[2020(令和2)年3月(2021(令和3)年3月一部修正)]  
に定める重点整備地域「大山駅周辺西地区」

令和4年12月撮影



【補助第 26 号線事業用地と大山町クロスポイント周辺地区】



【川越街道との交差点】

## 2 大山中央地区（補助第26号線）

### （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
イ 位置	板橋区大山町内
ウ 道路計画	幅員20m～23m 延長375m ※放射第8号線（川越街道）～東武東上線
エ 施行期間	平成27年2月～令和8年3月

### （2）事業の目的

延焼遮断等に大きな効果が見込まれる都市計画道路補助第26号線の整備と、組合再開発事業等による沿道まちづくりとを、区と連携しながら一体的に進め、地域の防災性向上を図ることを事業の目的とする。

### （3）事業の経緯

平成9年3月	「防災都市づくり推進計画〈整備計画〉」策定（大谷口地区は重点地区）
平成16年3月	「区部における都市計画道路の整備方針」（第三次事業化計画）の優先整備路線に位置付け 「防災都市づくり推進計画」改訂（大谷口地区は重点整備地域）
平成22年1月	「防災都市づくり推進計画」改訂
平成24年6月	「特定整備路線」の候補区間に選定
平成25年11月	補助第26号線と沿道まちづくりに関する「事業概要及び現況測量説明会」開催
平成26年3月	「大山まちづくり総合計画」（板橋区）策定
4月	「大山駅周辺西地区」を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定
5月	「現況測量図面閲覧会」を開催
6月	「用地測量説明会」を開催
平成27年2月	事業認可取得 「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合」設立
4月	「大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発準備組合」設立
6月	用地説明会開催及び相談窓口開設
平成28年2月	用地取得着手
3月	「防災都市づくり推進計画」改訂（大山駅周辺西地区は重点整備地域）
平成29年10月	「大山町クロスポイント周辺地区第一種市街地再開発事業」都市計画決定
平成30年2月	「東武鉄道東上本線大山駅付近の連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」の都市計画素案の説明会を開催
3月	「熊野・大山・氷川トライアングル【KOH-T】ビジョン」を板橋区が発行
12月	「大山駅付近の連続立体交差化計画などの都市計画案等説明会」を開催
令和元年6月	「大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合」設立認可
12月	「東武東上線大山駅付近の連続立体交差事業、関連する鉄道付属街路事業及び駅前広場整備事業」都市計画決定
令和2年2月	東京都・板橋区・東武鉄道株式会社による「用地測量等説明会」を開催
6月	「大山町クロスポイント周辺地区第一種市街地再開発事業」権利変換計画認可

- 令和3年3月 「大山駅西地区地区計画」都市計画決定  
「防災都市づくり推進計画」整備プログラムの改定
- 12月 「東武東上線大山駅付近の連続立体交差事業、関連する鉄道付属街路事業及び駅前広場整備事業」事業認可
- 令和4年3月 「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区第一種市街地再開発事業」都市計画決定
- 4月 用地取得の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社に委託

#### (4) 事業の現況

大山中央地区における補助第26号線の整備計画は、放射第8号線（川越街道）から東武東上線までの区間であり、その一部がハッピーロード大山商店街と交差する。

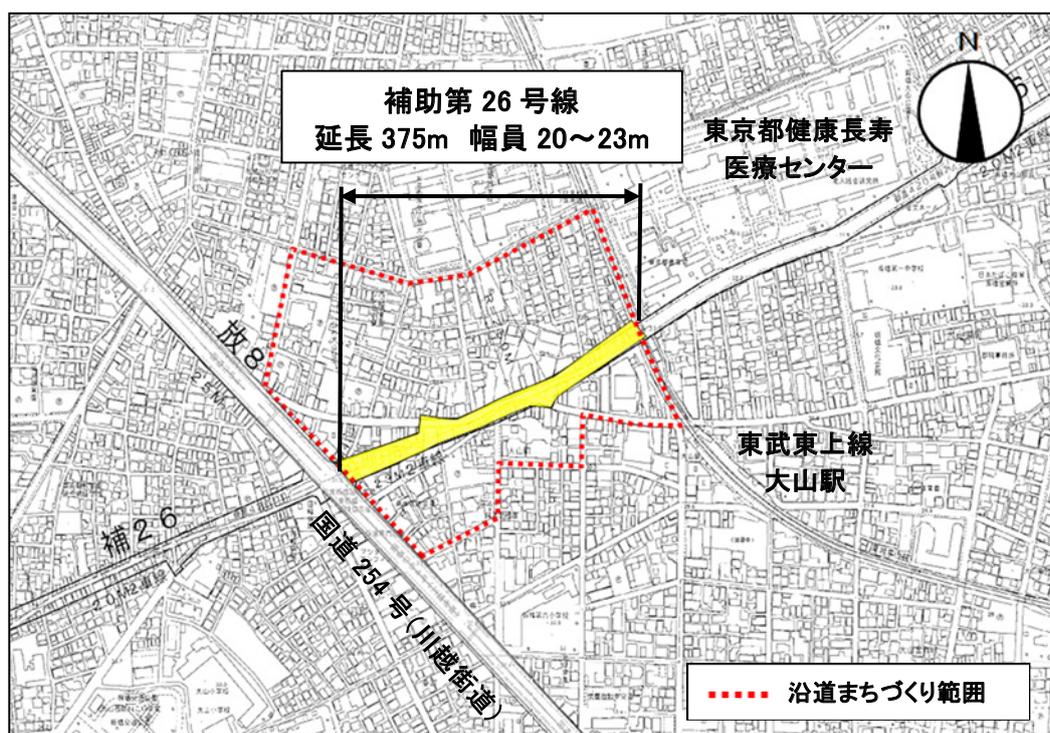
本地区は、「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成16年3月）において優先整備路線に位置付けられ、さらに、「特定整備路線」に選定されている。

沿道の地域は、「防災都市づくり推進計画」（令和3年3月改訂）により、「重点整備地域（大山駅周辺西地区）」に指定されている。補助第26号線の整備と沿道のまちづくりとを一体的に進め、地域の防災性向上を図っていくこととしており、補助第26号線を延焼遮断帯の形成に資する主要な都市計画道路として整備するよう、平成27年2月、事業認可を取得した。

#### (5) 令和5年度の予定

- ・用地取得の推進
- ・電線共同溝詳細設計及び将来交通量需要推計
- ・地元権利者に向けた相談窓口を通じた支援
- ・土壌汚染状況調査

#### (6) 事業区域



## IV-iii 街 路 事 業



# 田端北地区 補助第92号線街路事業



※赤線枠内は「東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業」の区域（施行済）

平成27年12月撮影



【田端小学校付近】



【八幡坂通り付近】

## 田端北地区（補助第92号線街路事業）

### （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業補助線街路第92号線
イ 位置	北区田端五丁目及び田端三丁目
ウ 道路計画	幅員20m 延長約130m 起点：田端五丁目 ～ 終点：田端三丁目
エ 施行期間	平成27年3月～令和7年3月

### （2）事業の目的

田端二丁目付近土地区画整理事業で整備した補助第92号線と連続した区間である当路線は、建設局から執行委任を受け、街路事業により実施し、交通の円滑化を図るとともに、避難・救援路としての機能を強化して地域の防災性の向上を図る。

### （3）事業の経緯

平成27年3月	事業認可を取得
5月	用地説明会開催
平成30年度	用地取得完了

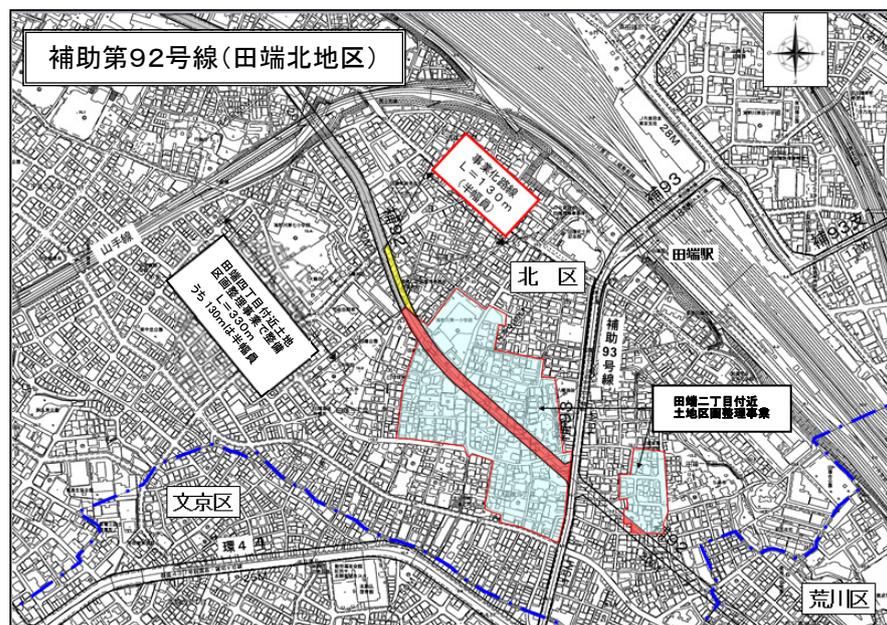
### （4）事業の現況

補助第92号線（田端北地区）は、JR山手線、補助第93号線及び環状第4号線に囲まれた地区をほぼ南北に縦断する路線である。当該区間の前後は、田端四丁目付近土地区画整理事業及び田端二丁目付近土地区画整理事業により整備されている。

### （5）令和5年度の予定

- ・電線共同溝設置工事
- ・埋設企業者工事

### （6）事業区域

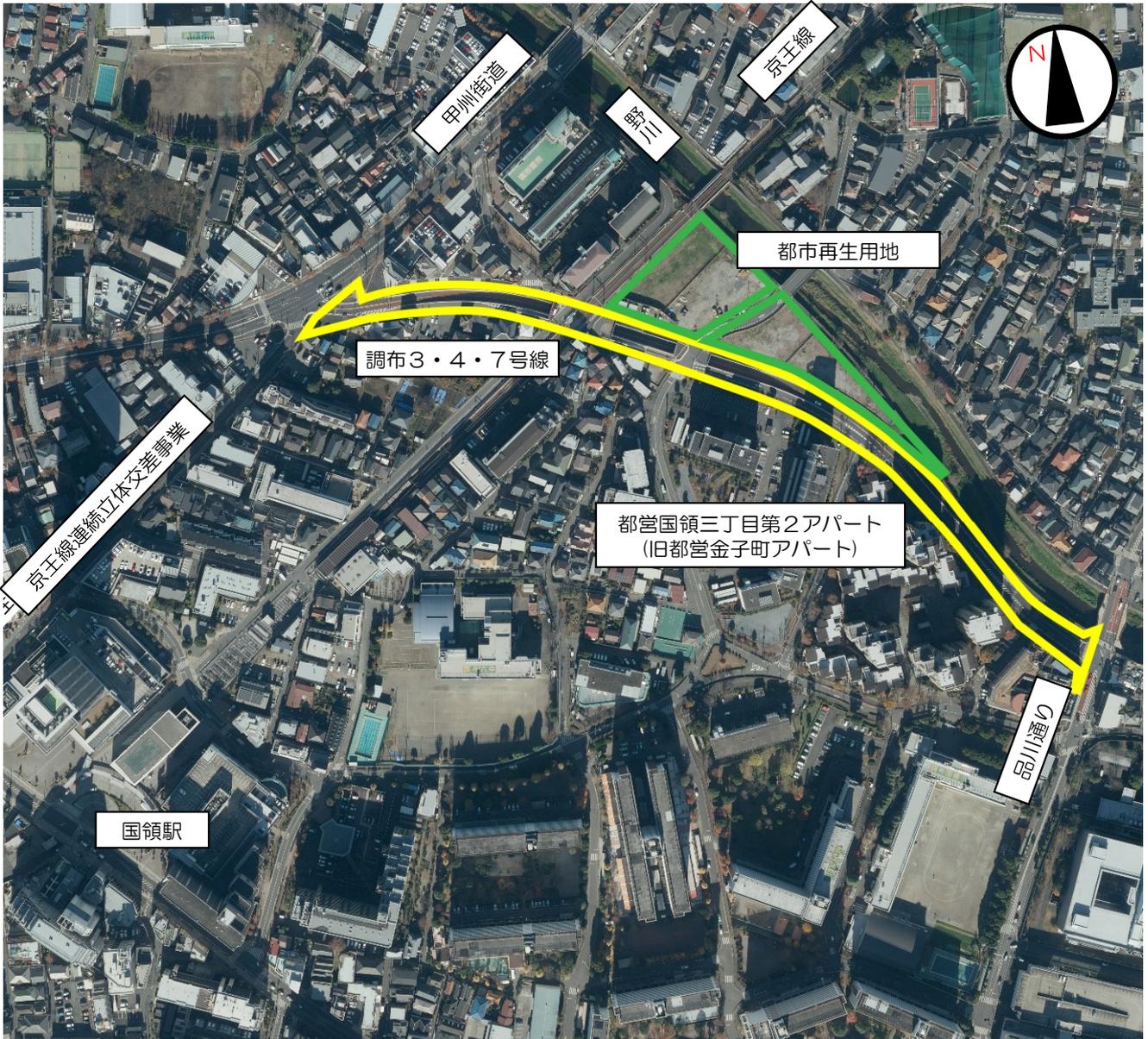




**IV-iv 都営住宅建替えに伴う  
まちづくりと一体となった  
道路整備**



# 国領地区



令和4年12月撮影



【京王線交差部北側付近】



【ポンプ室】

## 国領地区（調布都市計画道路3・4・7号線）

### （1）事業の概要

ア 事業の名称	調布都市計画道路事業3・4・7号喜多見国領線
イ 位置	調布市国領町二丁目、三丁目及び八丁目
ウ 道路計画	幅員18m～24m 延長約580m ※ 甲州街道（調布3・4・1）～品川通り（調布3・4・10）間
エ 施行期間	平成19年7月～令和2年3月

### （2）事業の目的

本地区は調布市の「国領駅周辺地区のまちづくり」の一部に位置づけられている。

老朽化した都営住宅等の建替えにより、土地の高度利用を図る住宅市街地総合整備事業に合わせて生み出される用地を有効活用し、本地区の南北に計画されている本路線を整備する。京王線の連続立体交差事業と併せて、地域の交通渋滞の解消を図る。

また、地区計画で予定されている区画道路、公園、緑道（国領駅から野川へアクセスする歩行者空間）整備との連携を図ることで、地域のまちづくりに貢献する。

### （3）事業の経緯

昭和37年12月	調布都市計画道路3・4・7号線都市計画決定
平成18年3月	国領駅東地区 住宅市街地総合整備事業大臣承認
平成19年7月	調布都市計画道路事業3・4・7号線事業認可
平成22年3月	京王線との交差点付近の工事に着手
平成23年	街路築造工事に着手
平成24年3月	京王線との交差点付近の工事完了
平成25年3月	調布3・4・7号線の事業施行期間延伸（平成29年度末まで）
平成29年3月	調布3・4・7号線の事業施行期間延伸（令和元年度末まで）
平成31年4月	地元説明会開催
令和2年	品川通り交差点及び甲州街道交差点工事に着手
令和4年8月	交通開放

### （4）事業の現況

本地区は、都心の西方約20km、新宿駅から京王線で約20分の国領・柴崎両駅から約500mの立地にあり、調布市の中心部から約2kmに位置している。

この地域は、当地区の都営住宅等の建設が始まった昭和30年代頃からスプロール的な市街化が急速に進んだ。

地区の京王線より南側の大半は、スーパーブロック（大街区）で構成された中層の集合住宅が占めるが、一部老朽化した低層住宅が密集している。北側は一部農地が見られ、住宅のほか、商業・

業務、公益施設等が点在している。

地区周辺では、地区北側の甲州街道、南側の品川通りなど東西方向の道路が整備済みであり、また、京王線の連続立体交差事業が行われ、平成24年8月に調布駅から国領駅の3駅が地下化された。

## (5) 令和5年度の予定

- ・側道工事、引継補修工事

## (6) 関連事業

### ① 住宅市街地総合整備事業（平成18年3月大臣承認）

住宅市街地総合整備事業とは、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業をいう。

国領三丁目第2団地（公営住宅建替事業、都施行、約300戸）

都市再生用地（旧金子町アパート）、（公益施設や住宅などの供給）

都市機構国領職員住宅（社会福祉施設へ建替え）

国領分譲住宅（マンション建替事業、民間施行、約320戸）

### ② 京王電鉄京王線連続立体交差事業

京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、相模原線の調布駅～京王多摩川駅間約0.9kmの区間を地下化することにより、18箇所の踏切道を解消し、8箇所の都市計画道路を立体化する事業。  
平成24年8月地下化切り替え済。

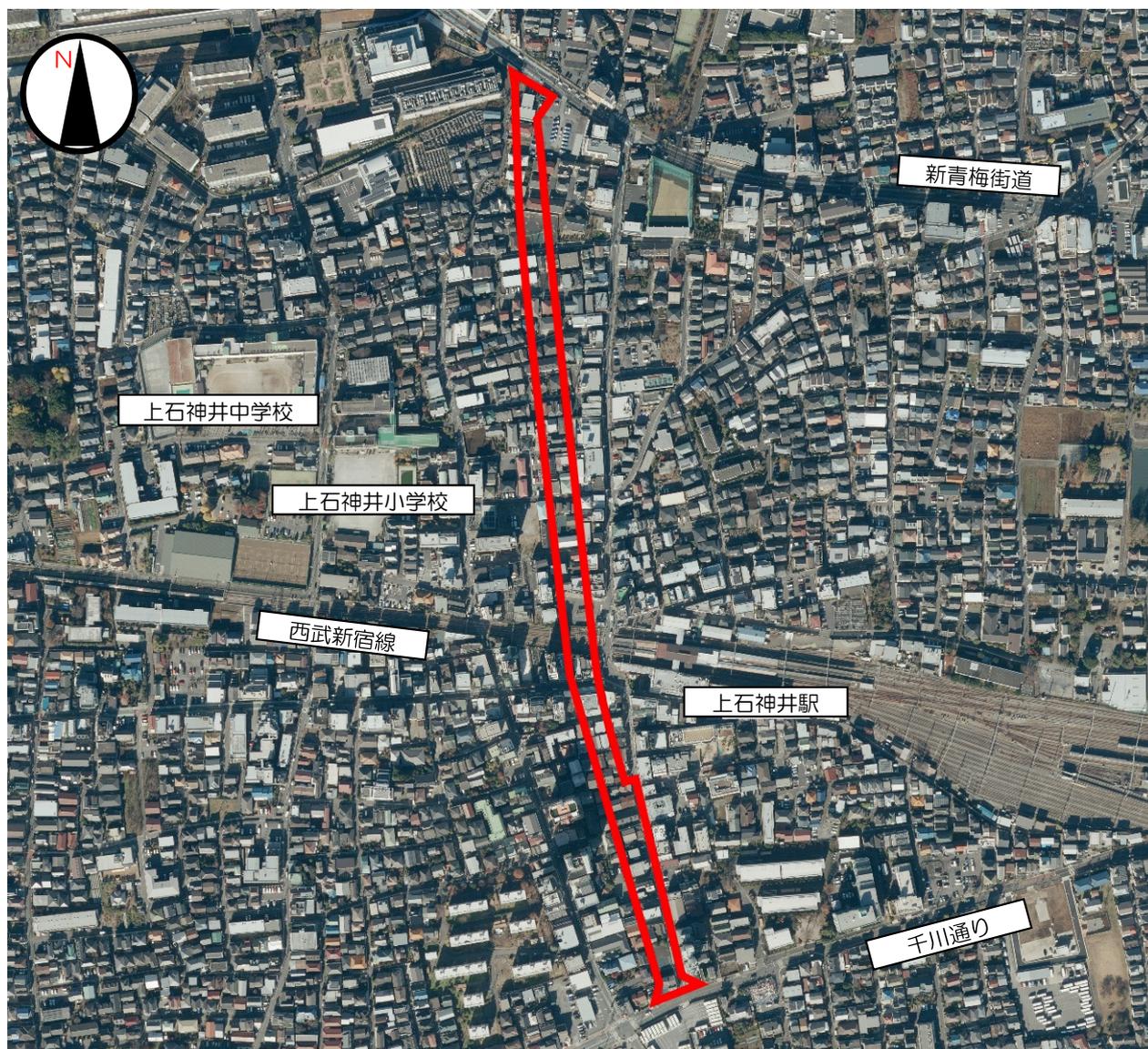
## (7) 事業区域



## IV-v まちづくり手法を活用した 道路整備



# 上石神井駅周辺地区



令和4年12月撮影



【上石神井駅周辺踏切付近】



【千川通り側商店街(上石神井駅南側)】

## 上石神井駅周辺地区（外環の2）

### （1）事業の概要

ア 事業の名称	東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2（国土交通省認可）
イ 施行箇所	練馬区上石神井一丁目及び四丁目の各地内
ウ 延長	790m
エ 幅員	22m
オ 施行期間	平成30年度～令和9年度
カ 事業費	約156億円

### <参考：交通広場の概要>

ア 広場名	外郭環状線の2（交通広場）	（東京都認可）
イ 施行者	練馬区	
ウ 施行箇所	練馬区上石神井一丁目、二丁目及び四丁目の各地内	
エ 面積	5,164.41㎡	
オ 施行期間	平成30年度～令和9年度	
カ 事業費	約41億円	

### （2）事業の目的

南北道路（外郭環状線の2）については、地域の幹線道路ネットワークを形成し、南北方向の交通円滑化などに寄与する都市計画道路であり、「区部における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）において、優先整備路線として位置づけられている。

このうち、上石神井駅付近の計画区間（新青梅街道～千川通り間）について、地元区のまちづくりと連携し、交通広場の確保や商店街の活性化なども目的に含めながら、整備を進めていくものである。

### （3）事業の経緯

昭和41年	都市計画決定（標準幅員40m）
平成19年	高速道路の外環の都市計画変更 地下方式の決定
平成20年	検討の進め方 公表
平成26年	都市計画に関する方針の決定 都市計画変更の決定（・幅員の変更（22m） ・交通広場の設置）
平成28年	上石神井駅周辺地区のまちづくりと南北道路（外環の2）に関する説明会開催 （事業概要及び現況測量）（2月11,12日） 用地測量説明会開催（12月16,17日） 用地測量開始
平成30年	事業認可（12月25日）（・駅周辺南北道路 ・交通広場）
平成31年	用地説明会開催（3月1,2日）

#### (4) 事業の現況

上石神井駅周辺地区は、駅を中心に商店街が広がっており、近隣に公共施設や学校、その周囲には、戸建て主体の閑静な住宅地が形成されている。

上石神井駅は、西武新宿線の急行停車駅でもあることから、乗降客は多く、練馬区南西部の拠点となっているものの、駅周辺は、バスやタクシーが停車できる駅前広場がないこと、踏切による交通の頻繁な遮断があること、道路の幅員が狭く歩道が無く、歩行者と自転車が輻輳する状況となっていることなど、都市計画道路の速やかな整備による改善が求められる状況となっている。

これまで、地元区とともに、地元権利者等に向けたオープンハウスやまちづくり相談室等を開催し、道路事業等の概要を周知するとともに、まちづくりに関する意向調査を行ってきた。

また、地元区が主催する、建物の共同化に向けた駅周辺街区の「まちづくり勉強会」等が開催されており、令和元年5月、地元組織が主催する地域全体でのまちづくりのルール策定に向けた「まちづくり計画検討会」が、令和元年8月には、駅周辺街区における深度化した共同化の検討を行う「まちづくり研究会」が組織された。令和3年6月には、「上石神井駅周辺まちづくり構想」が改定された。

現在は、物件調査及び用地買収を行うとともに、道路整備に合わせた沿道のまちづくり手法（沿道整備街路事業）の活用に向けた取組を推進している。

#### (5) 令和5年度の予定

- ・ 物件調査、用地買収
- ・ 沿道のまちづくり、駅前のまちづくり懇談会等（区主催）
- ・ 道路詳細設計及び電線共同溝詳細修正設計

#### (6) 事業区域

